

# 地方環境税導入自治体の課題 (Ver.1)

「環境・持続社会」研究センター (JACSES)

国内の環境保全意識の高まりや地方分権化の流れを受け、地方自治体による環境税の導入が広がっている。環境税という名称であればどんな税でも導入してよいということではないが、深刻化する環境問題に対応するため、導入が妥当なケースも少なくない。以下、環境税の導入をはかる地方自治体を実施すべきと考えられる課題を提示する。

## 【要旨】

1. 課税面の環境保全効果を重視すべきである。
2. 税収使途の環境対策予算以外の選択肢を検討するとともに、環境対策予算の効果を高める制度の構築が必要である。
3. 効果的な制度づくりのための政策プロセスを構築すべきである。
4. 包括的な環境税財政改革の推進が必要である。
5. 地方自治体は、環境政策を抜本的に強化するとともに、自らの環境対策（公共調達グリーン化／省資源徹底等）も率先して実行すべきである。

## 【本文】

### 1. 課税面

<現状> 環境税は、基本的に課税インセンティブにより環境負荷の削減を行う政策であり、税収の使途は二次的なものである。欧州各国の環境税は、基本的に環境負荷の高い活動に税を課しその抑制を促すもので、税収は環境対策に充てる必然性がなく、税収を他の税の減税に充てる税収中立型の制度を選択するケースが多い。課税による環境保全効果の発揮により、政府全体の増税を避けている。減税方法を工夫すれば、雇用拡大を促したり、逆進性対策を兼ねたものにできる。しかし、日本の地方環境税の多くは、課税による環境負荷低減を企図せず（図表参照）環境保全のため必然的に税収は環境対策に充てることとなり、増税となる。

図表：日本の地方環境税の事例と環境保全効果の発揮の仕方

	課税効果	税収使途による効果	税の位置付け
産業廃棄物税			法定外目的税
すぎなみ環境目的税			法定外目的税
遊魚税	×		法定外目的税
乗鞍環境保全税	×		法定外目的税
歴史と文化の環境税	×		法定外普通税
森林環境税	×		法定普通税

<提案> 課税による環境保全効果を重視した環境税を導入すべきであり、価格インセンティブを十分に発揮できる課税標準、税率をそなえた制度とすべきである。

### 2. 使途面

<現状> 日本の地方環境税のほとんどは、税収を環境対策に活用しているが、税収が環境保全に効果

的に使われなければ単に増税されるだけではないか、との懸念もある。

欧州諸国では、日本と異なり、環境税の税収をその他の税の減税に充てる税制改革が広く浸透している。

**<提案> 環境税の税収使途は、環境対策に固定的に考えず、その他の税の減税への充当も検討すべきである。**

**環境税の税収を環境対策に充てる場合、環境保全効果確保のための制度構築が必要である。特に、予算決定基準策定 / 明示および事前 / 中間 / 事後評価制度確立（内容面及びプロセス面）が重要である。**

### 3. 政策プロセス

**<現状> 環境問題解決のための政策には様々なものがある。地方自治体は特定の環境課題を解決するための複数の政策を比較して最良のものを選択することが重要である。しかし、現実には政策プロセスが不透明で、問題解決のために多くの政策がありうるはずなのに、なぜその政策が選ばれたのかが不明なことが多い。**

環境税の導入にあたり、効果が乏しく不公正な制度設計となることも危惧されている。

**<提案> 環境税に限らず、環境政策の導入あるいは見送りに際し、その理由を説明すべきである。環境税の制度内容について、複数の制度内容の代替案を示した上で、なぜその制度内容を選択したかの基準と判断理由を公開すべきである。効果的で公正な制度構築のため、狭い範囲の特定利害を有しない市民 / NGO等の第三者が十分チェックできるプロセスが必要である(チェック&レビューのための第三者機関設置も一案)。**

### 4. 包括的税財政改革の実現

**<現状> 現在の地方環境税のほとんどは増税の形で環境対策予算を捻出しているが、環境悪化を促進する財政支出や租税特別措置をそのままにして、引き起こした環境問題に対処する財源調達のため増税することは矛盾である。環境対策予算は、既存の財政支出を削減すれば、増税しなくても捻出可能である。**

**<提案> 環境税や既存エネルギー税のグリーン化を強力におし進めるべきである。環境悪化を促す税制や租税特別措置を見直さねばならない。環境悪化を促す財政支出の見直し、環境対策予算の効果向上も必要である。**

### 5. その他の環境政策推進と自らの環境対策の率先実行

**<現状> 地方自治体は、地域の環境対策強化のため税財政改革が重要だが、その他にも、政策強化企業や家庭に先立つ環境対策の率先実行など、なすべきことがたくさんある。**

**<提案> 地方自治体は、規制も含む他の環境政策推進にも尽力しなければならない。地方自治体は、自らの公共調達のグリーン化 / 自然エネルギー利用 / 省エネルギー・省資源徹底など、個人や企業の模範となる環境保全努力を行う必要がある。これらは、地域経済のグリーン化・活性化にも資することが見込まれる。**

当センターは、「持続可能な暮らし・経済社会の実現に向けた、公正・効果的な自治体・国の税財政改革推進」のために、調査研究・政策提言・普及啓発活動を行っています。

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）【担当】： 足立

【住所】：〒106-0047 東京都港区南麻布 5-2-32 興和広尾ビル 2階

【TEL】：03-3447-9515【FAX】：03-3447-9383【E-mail】：adachi@jacses.org【URL】：www.jacses.org